# 令和元年度 福島市 包括外部監査の結果報告書の概要

令和2年3月25日 包括外部監査人 公認会計士 鈴木和郎

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成三十年一月十二日条例第四号)第 2 条に基づく包括外部監査

- 2. 選定した特定の事件(監査テーマ)及び監査対象施設の選定方法
- (1) 選定した特定の事件(監査テーマ) 公有財産(公共施設)に係る財務事務の執行及び管理について

#### (2) 監査対象施設の選定方法

監査の対象とする公有財産(公共施設)は、不動産(土地、建物等)、動産に限るものとし、監査の対象とした 公共施設(不動産)において保有する物品を監査対象に含めた。また、監査対象とする公共施設を、床面積や 取得価額、管理の態様等から以下の3つに区分した。

区 分	内 容
	床面積や取得価額が大きく、かつ、市の直接管理または市の外郭団 体の指定管理者による管理が行われている施設
Ⅱ.個別施設往査先(資産管理中心)	床面積や取得価額が大きいが、市の外郭団体以外の指定管理者によ る管理が行われている先
Ⅲ. 施設グループ毎の監査先	施設単体毎の規模は大きくないが、同種の施設数が多いもの(ただし庁舎等の行政系施設及び消防施設を除く)

### 3. 監查対象期間

原則として平成 29 年度(自 平成 29 年 4 月 1 日 至平成 30 年 3 月 31 日)を監査の対象とした。ただし、必要に応じて平成 29 年 3 月 31 日以前または平成 30 年 4 月 1 日以後の各年度も対象とした。

## 4. 外部監査の実施期間

令和元年 5 月 14 日から令和 2 年 3 月 25 日まで

## 5. 監査の結果及び意見

監査の結果及び意見の主な内容は以下の通りである。なお、「指摘」とした事項は、法令、条例、規則、要綱等に照らして合規性の観点から不正または不当なもの、財務の執行等に関して3E(経済性、効率性、有効性)の観点から改善すべきと監査人が判断したものである。また、「意見」とした事項は、合規性に関して不正または不当とは判断しないが改善が望ましいもの、3Eの観点から将来に向けて改善することが望ましいと監査人が判断したものである。

※3E(経済性:Economy、効率性:Efficiency、有効性:Effectiveness)

#### (1)全般的事項(固定資産台帳の整備)

急速な少子高齢化とともに、大幅な経済成長が望めない我が国の、とりわけ地方都市において、公共施設の維持管理及び縮小均衡は、地方財政及び公共サービスを持続可能とするための喫緊の課題である。この公共施設の維持管理や縮小に向けてのマネジメントに当たっては、固定資産台帳の整備が必要不可欠であ

る。それは、固定資産台帳に記載される取得価額、取得年月、耐用年数といった情報が、その後の管理計画策定の基礎となり、固定資産台帳が公共施設等の現状把握の最重要ツールとなるからである。

福島市の固定資産台帳の整備状況は、少なくとも今年度の監査の対象とした個別の公共施設については精度が低く、今後の公共施設の維持管理に活用できる状態にない。その原因は大別すると次の三つの要因によるものである。

- ①多くの施設が建物共済保険価額を取得価額としており、実際の建設コストと異なる
- ②建設コスト総額を建物の取得価額としており、建物附属設備や機械装置等が区分されていない
- ③建設コストを取得価額としているが、建物の本体価額のみを固定資産台帳に計上している (建物附属設備や機械装置等の取得価額が固定資産台帳に計上されていない)

総務省から発出された「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」には、固定資産台帳導入時の簡便的な取扱いが示されている。しかし、監査対象とした市の多くの公共施設は、建設時の工事請負契約書・設計書、工事の予算管理資料等により、建物本体の取得価額はもちろん、建物附属設備や機械装置等の初期費用も算定可能であった。このため、固定資産台帳作成の本来の目的である資産管理に資するため、改めて固定資産台帳の記載内容の確認と整備を行うべきである。

### (2)個別施設または施設グループ毎の重要事項

#### I.個別施設往査先

### ① 固定資産台帳の整備(指摘)

以下のそれぞれの施設に関しては、特に実際の取得価額と固定資産台帳に記載されている取得価額や 耐用年数の乖離が非常に大きいため、いずれも、建設当初や設備入替時点での契約書等に基づき、固定資 産台帳の記載を修正すべきである。

施設名称	内 容
あらかわクリーンセン	固定資産台帳の建物の取得価額は1,085 百万円だが、総工事費用は3,297 百万
ター(資源化工場)	円であり、機械装置1,953 百万円や建物附属設備500 百万円等も固定資産台帳
	に計上すべき
あらかわクリーンセン	固定資産台帳の建物の取得価額は290百万円だが、建物附属設備109百万円を
ター(リサイクルプラザ)	区分計上すべき
保健福祉センター	固定資産台帳の建物の取得価額は5,511 百万円だが、建物附属設備1,743 百万
	円を区分計上すべき
福島テルサ	固定資産台帳の建物の取得価額は5,757百万円だが、機械装置424百万円、建
	物附属設備 1,790 百万円等を区分計上すべき。
飯坂温泉観光会館(パ	固定資産台帳の建物の取得価額は3,510百万円だが、機械装置231百万円や建
ルセいいざか)	物附属設備878百万円等を区分計上すべき
国体記念体育館	固定資産台帳の建物の取得価額は4,588 百万円だが、建物附属設備1,315 百万
	円を区分計上すべき
ヘルシーランド福島	プールの取得価額(10億円程度)の2重計上の可能性があり、契約書等を確認の
	上、正しい金額を固定資産台帳に反映すべき
十六沼公園	大型遊具「ぴょんぴょんドーム」の取得価額は保険評価額の75百万円だが、工
	事費総額278百万円を以て固定資産台帳に計上すべき

### ② 福島テルサのフィットネスクラブ及びプールの設備維持の妥当性(意見)

当施設は、雇用促進事業団と福島市が勤労者福祉施設及び市の催事や集会機能を有する施設として、 共同(福島市 43%負担)で平成6年に建設され、その後、福島市が平成15年に残りの持分を取得している。 このような経緯から、ホール、会議室等に加えて、フィットネスクラブと温水プールが設置されており、温水プール施設等は経年劣化により毎年多額の修繕費が計上されている。

フィットネスクラブは、コンサートホール、体育館、図書館、会議室などと比較すれば、不特定多数の市民の利用に供されるわけではないことから、多額のコストをかけて設備を維持する必要性の有無に関して検討することが必要と考える。

### Ⅱ.個別施設往査先(資産管理中心)

## ① 公設地方卸売市場の縮小と土地の有効な利活用(意見)

公設地方卸売市場の取扱量は過去のピーク時に比して取扱量が大幅に減少している。少子高齢化による 人口減少により、取扱量の減少傾向は今後も続くことは確実であるため、施設の長寿命化ではなく、取扱高 の減少に応じた施設規模の縮小を進めることが喫緊の課題である。

また、当施設の敷地面積は112,000 ㎡と非常に広大であり、福島駅から6km程度に位置し、交通の便も良い。このため、施設の縮小によって発生する余剰地は、別用途への転用や民間への売却を含めて、有効に利活用することを積極的に検討することが望ましい。

# ②旧福島市保健福祉センター飯野分館の利活用(意見)

当施設は昭和63年に飯野町役場及び保健福祉センターとして合築により開設された。東日本大震災後は保健福祉センターの部分に飯舘村役場の出張所が設置されていたが、出張所の廃止により、現在は利活用を検討中の施設である。

既に公表された公共施設等総合管理計画の個別計画にも既存施設との統廃合等についての記載があるが、調理実習室や広い和室も設置されているため、老朽化した近隣の飯野学習センターの機能を当施設に移転し、飯野支所との複合施設として整備することが経済性や効率性の観点から望ましい。また、近隣にある飯野地域福祉センターを含めた3施設について、複合施設としての整備を進めることも考えられる。

#### ③ 民家園入園料の有料化及び利用者数増加策の検討(意見)

当施設は国指定重要文化財の旧広瀬座(芝居小屋)を始め、割烹旅館や農家(古民家)など 10 棟の木造建築物を有する施設である。以前は入園料を徴収し、レストランもあったが、現在は入園無料であり、入園者向けのレストランや売店はない。施設利用者数が大きく減少する一方で、物件費は毎年一定程度かかり、茅葺屋根の葺替え等で今後も多額の修繕費が発生することが見込まれる。

これに対して現在の収入は建物の貸出による使用料のみであり、過去3年間で平均10万円にも満たないため、施設維持の財政負担緩和を目的として入園料の徴収を再検討することが望ましい。また、入園料を徴収するに当たっては、利用者数の増加策についても検討されたい。

#### ④社会教育館立子山自然の家の利用料金設定(意見)

当施設の直近2年間の利用者は9千人超であり、夏季の施設貸出予約は抽選により行われている人気施設である。これは、快適な施設環境が整備・維持されていることによるが、利用者1人当たりの負担額が200円を切るという使用料も大きな理由であると思われる。

使用料は類似施設を参考に設定しているとのことだが、特に日帰り1日利用が300円/人、宿泊1日が500円/人という料金は、使用料の10倍近い経費がかかることから、受益者負担の考え方に基づいて再検討することが望ましい。また、市民以外の利用の場合は料金設定を別にすることも検討されたい。

#### Ⅲ. 施設グループ毎の監査先

### ① 低稼働率の学習センターの統廃合(指摘)

市が算定した平成29年度の学習センター(市内24ヶ所)の稼働率は、全体の平均が25.4%であり、25%未満の施設が9カ所ある。学習センター全体の収支が5億円以上のマイナスである上、低稼働率であるため、財政難の中で低稼働率の施設を維持する必要性について検討すべきである。また、その際は学習センターの統廃合だけでなく、近隣の類似施設との統廃合や小中学校との合築も積極的に検討すべきである。

### ② 小中学校の耐震化工事(指摘)

福島市の小中学校の建物は、平成30年度までに84%の耐震化対応が完了しており、現在、体育館の耐 震化工事が進められているが、耐震化補強が困難で改築が必要とされた体育館が8校ある。このうち5校は 耐震化の具体的な動きがあるが、3校(清明小、第一小、第四小)は改築工事の手続きが進んでいない。

これら3校は児童数の減少が大きく、福島市立小中学校の適正規模・適正配置実施計画に基づいて、老 朽化施設の更新と学校規模適正化・適正配置を推進するとされている。統廃合等の方針が決定されないた め体育館の改築工事が進捗していないが、児童の安心・安全に係る問題であり、早期に対応すべきである。

### ③ 給食センターの施設別収支の把握(指摘)

福島市の4ヵ所(西部、北部、東部、南部)の学校給食センターの最近5ヵ年の歳入・歳出の状況をみると、いずれの施設も毎年1億円を超える大幅な支出超過となっている。また、施設別の収支には固定資産に計上すべき金額が費用に含まれている一方、減価償却費やパート等の人件費が含まれていない。

収入となる給食費の保護者負担は材料代のみであるため、制度上、支出超過となる事業ではあるが、人件費や経費の削減努力は必要である。今後は固定資産台帳の整備に合わせて減価償却費や人件費等を適切に算定した上で施設別収支を把握し、センター運営の効率化をさらに徹底していくべきである。

### ④ 稼働率の向上による給食1食当たりのコスト削減(意見)

福島市の各給食センターの1食当たりのコストを監査人が試算した結果、全て400円超であり、最も低い西部は463円、稼働率が低い南部と東部は500円を超えている。この金額には固定資産の減価償却費や人件費の一部が含まれておらず、これらを含めるとさらにコストが上昇する。

他の自治体のデータから、減価償却費を除く学校給食費のコストは500円程度が1つの目安と考えられ、 コストが500円超の南部と東部は、稼働率向上や経費の削減等の経営努力が必要と考える。稼働率向上に は、単独給食実施校の給食の給食センター方式への移行や、供給能力の縮小も必要と思われる。

### ⑤ 市立幼稚園の耐震化工事(指摘)

市立幼稚園の耐震化は、「福島市小中学校等耐震化推進計画」に基づいて進められ、平成30年度時点では笹谷幼稚園と森合幼稚園を除き、耐震化工事は終了している。このうち、笹谷幼稚園は耐震化工事が具体的に進捗しているが、森合幼稚園は未だ耐震化に関する具体的な計画はない。

森合幼稚園は市立幼稚園の中で最も園児数が多く(令和元年5月1日時点で58名)、施設の安全性に 十分配意すべきである上、平成24年度の耐震診断結果がDランク(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、 または崩壊する危険性が高いもの)のため、早急に耐震化工事を実施すべきである。

# ⑥ 私立幼稚園との競合等による園児数の充足率の低迷(意見)

市は平成31年4月に市立幼稚園の再編を実施したが、令和元年9月1日時点でも定員に対する園児数の充足率が50%を切る幼稚園が3園(岡山、佐倉、庭塚)ある。3園の近隣の私立幼稚園の充足率は71%

から128%であり、市立幼稚園の充足率低迷は明らかである。今後も市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係等を注視し、引き続き施設の統廃合を随時検討していくことが望ましい。

## ⑦ 公立保育所の施設別収支の把握(意見・指摘)

13の公立保育所の施設別収支を比較・分析すると、負担金等の収入は経費と同程度であり、人件費はほぼ一般会計の負担となる。これは、公立保育所の運営費は保護者負担金と一般会計で賄う制度のためで収入の確保には一定の限界があるが、サービス品質を維持しながら運営費を抑える工夫が必要である。

施設別収支を検討した結果、不採算施設は、定員オーバーでも人件費負担が多い施設(余目、平野、蓬 萊第2)と、定員に対する充足率が低い施設(蓬萊、飯野あおぞら、飯野おひさま)の2つの類型に分かれる。 これらの保育所は、人員配置や定員の見直しなどの改善を検討することが望ましい(意見)。

また、施設別に歳入を把握できない現状では施設毎の正確な収支が確認できず、施設毎に対処すべき事項の的確な判断ができない。保育所の設置や人員の効果的・効率的な配置は、子育てしやすい街づくりに欠かせないため、施設別に収支比較できる管理体制を早急に構築すべきである(指摘)。

### ⑧ 市立幼稚園の施設別収支の把握(指摘)

市立幼稚園(再編前)の施設別収支を比較・分析した結果、園児1人当たりの人件費負担が多い(50万円以上)施設の多くは、定員数に対する園児数の割合(充足率)が50%を下回っていた。市立幼稚園再編後に各園の充足率は改善したが職員総数は削減されておらず、人件費は同程度発生すると思われる。少子化による今後の園児数の減少に対応して各園の経済性・効率性を検討するため、収入及び人件費・経費はもちろん、減価償却費等を含めたフルコストで施設別に収支比較できる管理体制を早急に構築すべきである。

### ⑨ 中央団地の建替えの必要性(指摘)

中央団地は旧耐震基準により建築されており、平成8~9年に耐震診断を実施した結果、2号棟を除く全ての棟の耐震診断結果がCランク(地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性があるもの)である。中央団地の「平成9年度既設公営住宅耐震診断」の意見では、「建物が倒壊に至る危険性は低いと考えられる」との結論の記載がある。しかし、耐震診断後、既に20年以上経過しており、その間には東日本大震災もあったことから、耐震化への早期対応が必要である。

中央団地は建替えが計画されているが、具体的な建替えの基本計画が策定されていない。市では、住民 説明会を開催して居住者の移転を促進した上で、解体が可能となった棟から順次取り壊しを行い、建替え事 業を具体的に進めていく方針だが、中央団地は福島市の中心市街地に位置しており、耐震強度の問題を抱 えている以上、居住者及び近隣住民の安心・安全のために、早急に建替えを実施すべきである。

# ⑩ 公園施設長寿命化計画の妥当性(指摘)

市の公園施設長寿命化計画は、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針を用いた計画策定の進め方」に沿って策定されており、「使用見込期間」を以て各公園の更新見込年度を設定している。また、遊具や一般施設(便所、四阿等)は設置年度が不明なため、市では公園の開設年度に遊具等の施設を取得したものとみなしている。

しかし、東日本大震災後、市内の多くの公園の遊具や一般施設の更新が行われている。震災後に取得した遊具等の施設は、取得固定資産台帳に取得年月等を区分記載した上、公園施設長寿命化計画にも反映させるべきである。

以上